

(様式消防4)

消防水利施設指定承諾書

令和〇年〇月〇日

三郷市消防長 あて

住所 埼玉県三郷市中央五丁目45番地4
承諾者氏名 株式会社 三郷消防

代表 消防 太郎

株式会社
三郷消防

押印省略可

電話番号 048-952-1293

※届出者は、委任された施工業者等ではなく、開発指導課に申請した時の申請者名を記載
消防水利施設、消防活動用空地及びその進入路の技術等に関する基準に基づき、
下記の施設が消防水利として指定されることを承諾します。

記

所在地	三郷市・・・ ※設置届出書、工事完了届出書に記載した住所を記載
種別	消火栓 (基) ※どの消防水利を何基設置したかを記載 防火水槽 (基)
構造・寸法	消防水利、活動空地の構造及び寸法を記載する。 設置届出書同様、構造・寸法が確認できる図面を添付し、「別紙参照」と記載することも可とする。
容量	※防火水槽を設置した場合に、その容量を記載。消火栓の場合は空欄。

備考 2部提出のこと。

(参考)

消防法第21条(抜すい)

- 1 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。
- 2 省略
- 3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。